陳情第15	3 号	受理年月日	令和5年6月14日
付託委員会		教育文化委員会	
件名	星ヶ丘小学校における、ムスリム(イスラム教徒)児 童・生徒への禁忌食材除去食提供の実施について		

## 要旨

陳情人は、アフガニスタン出身の八幡西区在住の女性である。陳情人と小学三年生の娘、陳情人の娘と同じ小学校に通う甥3人はいずれもムスリムである。

ムスリムは、信仰するイスラム教の教義上、豚肉あるいはポークエキスの入った料理を摂取することができない。

陳情人は、かねてから学校長に対し、豚肉またはポークエキスといったイスラム教の教義上の禁忌食材を除去した給食(禁忌食材除去食)を提供いただけるよう要請していた。しかしながら、小学校からは献立表が事前に配付されるだけで、特段の配慮や対応はなされていない。

陳情人の娘は、他児童と同じ額の給食費を支払いながら、不足した量の提供しか受けられず、昼以降を空腹で過ごしている。

陳情人は昨年、教育委員会にも要請したが、教育委員会は、本要請を 重要と認識しつつ、予算や給食施設・業者についての措置が必要との理 由で、対応はなされていない。その結果、2023年5月は20日間のうち16 日、6月は22日間のうち17日で満足な給食を得られていない。

陳情人は、禁忌食材が提供される日は弁当等で代替しようと努力していたが、仕事を持つ陳情人には弁当等の提供は負担となるうえ、そもそも学校給食制度の趣旨から、給食は学校から提供されるべきものである。

ムスリム児童に禁忌食材除去食を提供しないことは、信仰の自由を侵害し、また平等原則に違反するものである。

法的な理屈を持ち出すまでもなく、児童の空腹を放置することは、児童の健全育成を使命とする教育機関にあっては看過できないことである。 なお、アレルギー児童については、アレルギー物質除去食の提供がなされている。これは生命身体の保護という重要なものであるが、信仰の自由も人格的生存に不可欠である。また、アレルギー物質除去食の提供 が可能であるのと同様に、禁忌食材除去食の提供も技術的に可能である。 陳情人が求めるのは、豚肉、ポークエキスが除去された食品の提供で あり、ハラル食品(イスラム法の手順に沿って処理をされた食品)の提 供までも求めるものではない。

ムスリムのみならず、宗教や信条による食の禁忌、忌避を持っている人々は、世界人口の3分の1に達している。2018年時点で日本に在住するムスリムは、日本人、外国人を含めて20万人にのぼり、2050年には約31万人、日本の全人口の0.3パーセントに増えると見込まれている。少数者であっても、人格的生存に不可欠な権利は保障が求められるが、陳情人とその子供らは決して少数者ではない。

全国的な傾向でいえば、国立大学など、ムスリム留学生の多い地域にある小中学校では、自校方式による学校給食を実施している学校を中心に、宗教対応の学校給食を提供している(または提供していた)事例があり、また、小中学校より在籍児の数が少ない保育園では、アレルギー対応の要領で宗教対応をしている事例もある。実際、陳情人の子供らは、保育園では除去食の提供を受けていた。除去食の提供は決して困難なものではないと考える。

本陳情は、陳情人の子供らの権利擁護に必要不可欠な内容であるが、 各人の個性(人種、信条、性別、身体状況)に応じた適切な対応・配慮 をすることは、陳情人の子供らやムスリムの利益だけでなく、多様性・ 共生社会の実現にとって必要かつ有益な施策となると考える。

人権意識の高揚と差別の解消の実現に向けて、様々な人権課題を解決 するための取組を行い、人権が尊重されるまちづくりを目指してきた北 九州市にとっても非常に意義のある施策となる。

ついては、本要請をご理解のうえ、八幡西区星ヶ丘小学校において、 ムスリム児童・生徒に対し、禁忌食材除去食を提供していただきたい。